

補償の種類

補償の種類	根拠規定	内 容
療養補償	補償法第26条	下記の範囲で医学上及び社会通念上妥当と認められる療養の費用を支給 ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護 ⑥ 移送（通院費）
休業補償	補償法第28条	療養のため、勤務することができない場合において、給与を受けないときは、当該期間中、平均給与額の60/100に相当する金額を支給
傷病補償年金	補償法第28条の2	傷病が、療養の開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、その障害の程度が規則で定める傷病等級に該当する場合には、その程度に応じて傷病補償年金を支給（なお、傷病補償年金を受ける者は休業補償は受けられません） 平均給与額の313日～245日分
障害補償	補償法第29条	傷病が治ゆ（症状固定、療養中止）したときに、補償法別表に定められている程度の身体障害が残った場合には、その程度に応じて障害補償年金又は障害補償一時金を支給 ① 年金（1級～7級） 平均給与額の313日～131日分 ② 一時金（8級～14級） // の503日～56日分
介護補償	補償法第30条の2	介護補償は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち次のいずれにも該当する者に支給する。 (1) 自治省令で定める支給事由に該当すること (2) 常時又は随時介護を要する状態であること (3) 常時又は随時介護を受けていること
遺族補償	補償法第31条	公務上又は通勤により死亡した場合には、遺族に対し遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給 ① 年金（年金受給資格を有する遺族の人数に応じて） 平均給与額の245日～153日分 ② 一時金（死亡職員との続柄に応じて） 平均給与額の1000日分～400日分
障害補償年金 差額一時金	法附則第5条の2	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支払われたその年金及び前払一時金の額の合計額がその障害の程度に応じ、それぞれ平均給与額の1,340日～560日分の限度額に満たないときは、その遺族に対してその差額を支給
葬祭補償	補償法第42条	公務により死亡した職員の葬祭を行う者に対し、平均給与額の60日分に相当する金額又は31万5千円に平均給与額の30日分を加えた金額のいずれか高い額の方を支給
障害補償年金 前払一時金	法附則第5条の3	障害補償年金の受給権者が、年金の支給決定からその前払いを申し出たときには、平均給与額の1,340日～560日分の限度額の範囲内で次の額の中から選択した額をその後に受けることができる年金の中から前払一時金として支給 （平均給与額の1,200日分、1,000日分、800日分、600日分、400日分、200日分）
遺族補償年金 前払一時金	法附則第6条	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、平均給与額に1,000を乗じた額を限度額として次の額の中から選択した額をその後に受けることができる年金の中から前払一時金として支給 （平均給与額の1,200日分、1,000日分、800日分、600日分、400日分、200日分）
予後補償 行方不明補償	法第46条の2 令第8条	船員である職員については、傷病が治ったときに勤務することができない場合で給与を受けないときに支給される予後補償や公務上行方不明になったときに支給される行方不明補償